

延長保証保険 活用事例集



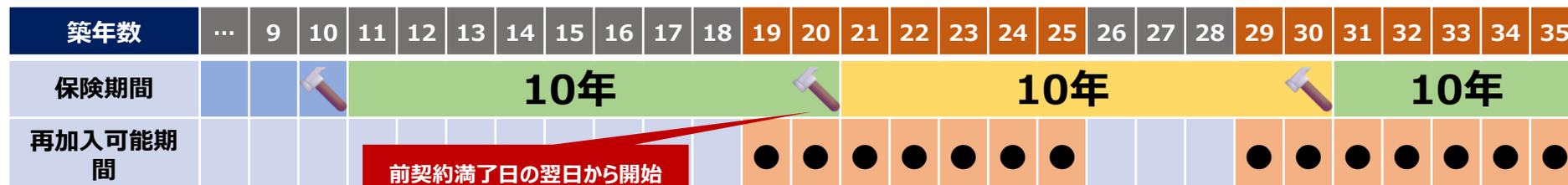
株式会社 ハウスジーマン

II. メンテナンスコースの継続利用による保証の継続

メンテナンスコースを継続利用する場合の「再加入可能期間」は、現契約の満了前の2年間と満了後の5年間です。現契約の満了前にメンテナンスを完了し検査に適合した場合は、満了日の翌日から次契約が開始するのでシームレスな延長保証を提供できます。満了後となる場合は、検査適合日から次契約が開始するので、一旦途切れはしますが、メンテナンスをきっかけとして保証を復活できます。

① 現契約の満了前にメンテナンス工事を実施

A. 再加入可能期間にメンテナンス工事を実施



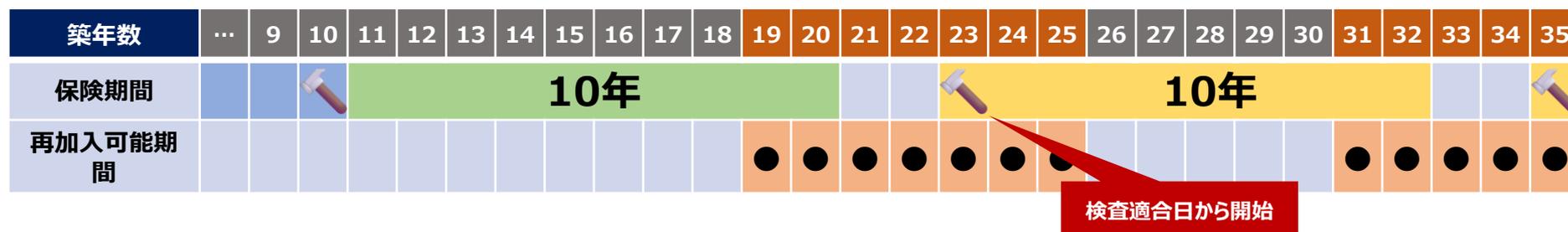
継続利用はできますが、補償開始日の調整はできません。その後の継続利用の要件は原則通りです。

B. 再加入可能期間の到来前にメンテナンス工事を実施



② 現契約の満了後にメンテナンス工事を実施

A. 通常パターン



B. 保険終期調整パターン

工事が遅れても、保証は新築から10年単位で管理したい場合は、前契約の満了から10年で補償を終了できます。



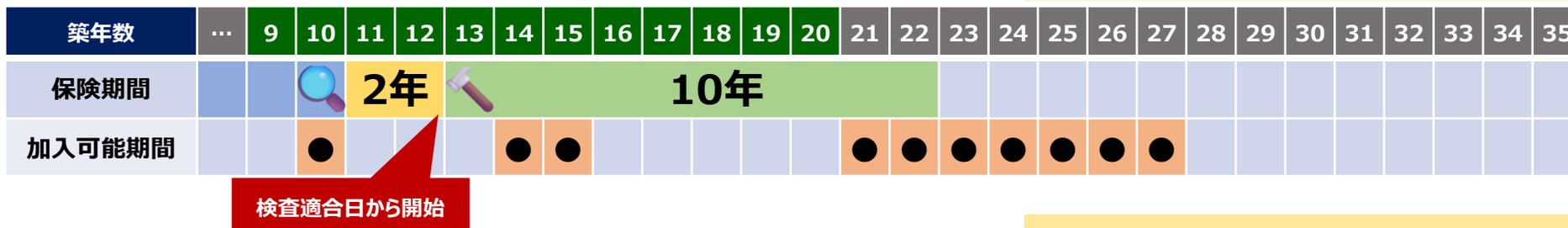
Ⅲ. 15年周期のメンテナンスを前提とする延長保証スキーム(検査コースの活用)

検査コースとメンテナンスコースの組合せで、初回のメンテナンスを15年目に予定し、その後も15年周期のメンテナンスを前提とするシームレスな長期保証制度を構築できます。初回の検査コースは10年目に加入するのが原則です。また、15年程度の耐用年数が期待できる塗料を使用している場合は、メンテナンスコースからの継続利用時に、検査コースで塗膜補償を継続できます。

① 15年目にメンテナンス工事を実施(基本パターン)



② 15年よりも前のタイミングでメンテナンス工事を実施



③ 15年よりも後のタイミングでメンテナンス工事を実施



④ 検査コースとメンテナンスコースの組み合わせによる保険の継続利用



メンテナンスコースの利用後に、続けて検査コースを利用するためには、メンテナンスコースの満了前の1年間に点検を行い検査に適合する必要がありますが、やむを得ない事情がある場合は、1年間は再加入が可能です。ただ、その場合も満了前に加入した場合と補償期間の終期は変わりません。

IV. 20年周期のメンテナンスを前提とする延長保証スキーム(メンテナンスコースのメンテナンスレス対応を活用)

次のような場合は、メンテナンスレスでメンテナンスコースに加入できます。また、メンテナンスレスの場合でも、継続契約で塗膜補償を継続できます。

- ① 初回利用時：初回のメンテナンス工事は20年目で良いと考える場合や、建物の仕様等の関係で10年目に実施するメンテナンス工事が無い場合
- ② 継続利用時：メンテナンスレスの部材の使用や、20年程度の耐用年数が期待できる高耐久の塗料の使用により、そのタイミングでのメンテナンスが不要な場合

① 初回のメンテナンス工事を20年目に実施

初期20年保証スキーム

A. 20年目以降は10年周期でメンテナンスを実施



B. 高耐久の塗料を使用してその後も20年周期でメンテナンスを実施

メンテナンスレスでの利用時に塗膜補償を継続可



② 初回のメンテナンス工事を10年目に実施

A. 20年程度の耐用年数が期待できる塗料を使用(20年周期でメンテナンスを実施)

メンテナンスレスでの利用時に塗膜補償を継続可



B. 15年程度の耐用年数が期待できる塗料を使用(15年周期でメンテナンスを実施)

⇒この場合は、検査コースの組合せにより延長保証スキームを構築できます。

検査コースの利用時に塗膜補償を継続可



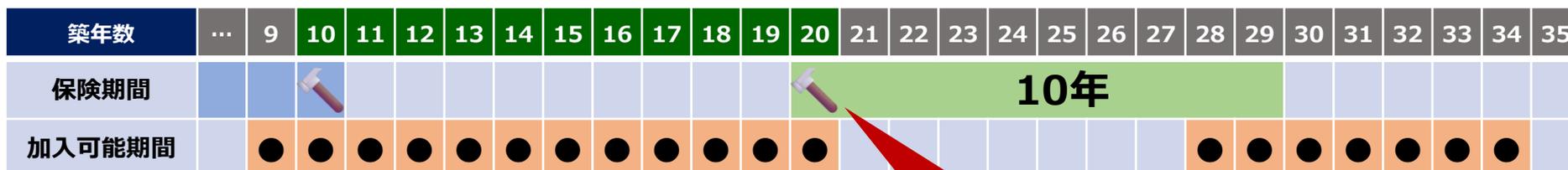
V. 2回目のメンテナンスや延長保証からの保険利用

2回目のメンテナンスから、延長保証保険を利用できます。

⇒ 10年目に自社保証を提供している物件は、メンテナンスコースの継続利用の場合と同様、自社保証の終了日の翌日から補償が開始するので、シームレスな延長保証を提供できます。また、25年までは初回利用ができるため、2回目のメンテナンスが遅れる場合もカバーできます。

① 2回目のメンテナンスを20年以内に実施する場合

A. 通常パターン



検査適合日から開始

B. 住宅事業者による自社保証がある場合



保証満了日の翌日から開始

追加提出書類

初回の延長保証の保証期間が分かる資料

② 2回目のメンテナンスが20年経過以降になる場合



検査適合日から開始

<以下の工事を含む標準的なメンテナンス工事が実施されていること>
外部シーリング、バルコニー防水材の再施工、屋根・外壁の塗装

追加提出書類

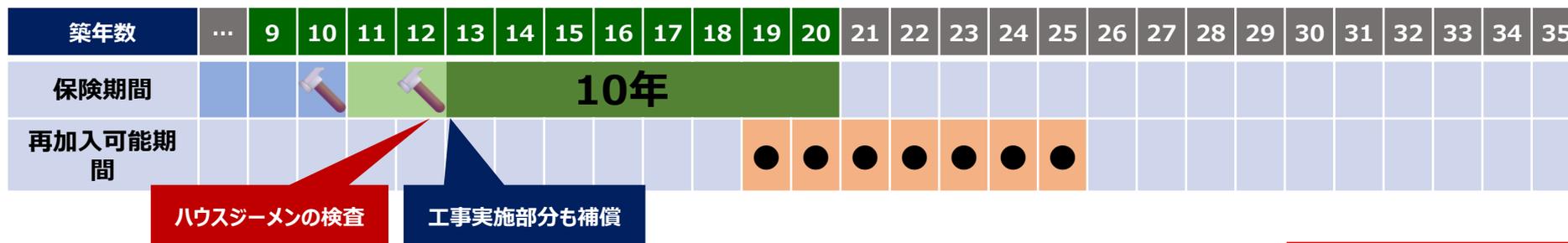
工事の実施が確認できる資料

VI. その他の取扱い

① 一部のメンテナンスが遅れる場合に、その工事も含めて保険でカバー

補償期間中の工事のリスクをカバー

通常は補償開始後の工事は理由を問わず免責になりますが、補償期間中に一部のメンテナンスを実施することになった場合も、ハウズジーメンの検査を受けることでその工事も含めて補償の対象とできるため、耐用年数やスケジュールの都合で一部の工事の実施が遅れる場合も安心です。



② 5年以内に実施した必須工事の省略

メンテナンスの有効活用

15年経過以降にメンテナンスコースを利用する場合は、必須工事の設定がありますが、過去5年以内に同内容の工事を実施している場合は、重複する工事を省略できるため、保険の利用にあたって重ねて同種の工事を行う必要はありません。



③ 増改築リフォーム保険からの継続利用

フルリフォームや離れの増築への長期保証の提供

新築からだけでなく、フルリフォームや離れの増築を行い、増改築リフォーム保険に加入した場合も、その満了後に延長保証保険を継続利用できるため、増改築リフォーム保険との合わせ技で、フルリフォームや増築工事に新築同様の長期保証をプラスできます。

